

令和 2 年 6 月 22 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13654

研究課題名（和文）他人に帰属する権利関係を訴訟上行使する者の当事者適格と判決の効力

研究課題名（英文）Standing and res judicata in an action relating to a right of a third party

研究代表者

中本 香織（NAKAMOTO, Kaori）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・講師（任期付）

研究者番号：10758064

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：他人に帰属する権利関係を訴訟上行使する者の当事者適格、及び、当該他人への判決効拡張を肯定するための法律構成について、検討を行った。主な研究成果は以下のとおりである。まず、我が国の訴訟担当概念について、ドイツ民訴法における訴訟担当概念との比較検討を行い、日本型の「並存的訴訟担当」概念を認めることで、民法（債権関係）改正後の債権者代位訴訟における代位債権者と債務者の訴訟上の地位を説明することができるとの解釈を示した。次に、我が国の当事者適格概念の生成過程、及び、ドイツ民訴法における訴訟追行権概念・実体適格概念からの乖離が生じた原因を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

民事訴訟では、原告が自己の権利関係を訴訟の目的とする場合のみならず、他人に帰属する権利関係を訴訟の目的とすることがあるが、いかなる場合に他人の権利関係を訴訟上行使することができるのか、その訴訟の判決効は誰に及ぶのかは、必ずしも明らかであるとはいえないため、判断基準を検討することには、理論的・実務的にも重要な意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on a legal configuration of a standing and res judicata in an action relating to a right of a third party. The results of this research are as follows: 1) The status of the obligee and obligor in an action for obligee's subrogation right can be explained by the concept of Japanese "parallele Prozessstandschaft". 2) The concept of standing to sue or to be sued in Japanese civil procedure is different from the concept of "Prozessfuehrungsbefugnis" and "Sachlegitimation" in Germany.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：当事者適格 訴訟追行権 実体適格 訴訟担当 法人格なき社団 債権者代位訴訟

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

民事訴訟を提起する原告は、自己の権利を相手方である被告に対して主張するのが通常である。しかし、転借人が自己の賃借権を保護するために、賃借人の賃貸人に対する賃借権の確認を求める訴訟を提起する場合など、他人間の権利関係の確認を訴訟上求めることが許容されている。さらに、多数人から構成される権利能力なき社団(例:マンション自治会、地域の消防団など)の財産について所有権を有するのは、自然人や法人とは異なり権利帰属主体とはなり得ないと解されている権利能力なき社団ではなく、その構成員全員であると解されているが、実体法上の権利帰属主体ではないはずの権利能力なき社団自身が、第三者である構成員に帰属する権利を訴訟上行使することが、判例において認められている(最判平26・2・27民集68巻2号192頁)。

加えて、判決の効力は当事者のみに及ぶのが民事訴訟法上の大原則であり(民事訴訟法115条1項1号)訴訟外の第三者に及ぶのは例外的な場合に限られる。もっとも、上記の他人間の権利関係の確認を求める場合において、問題となっている権利の帰属主体には判決の効力(既判力)が及ばないと解するのが一般的であるが(勅使川原和彦「他人に帰属する請求権を訴訟上行使する『固有』の原告適格についての覚書」伊藤眞先生古稀『民事手続の現代的使命』435頁(有斐閣、2015))、登記請求訴訟において権利能力なき社団の原告適格を肯定した上記最高裁判決は、訴訟当事者である権利能力なき社団だけでなく、訴訟に登場していないはずの構成員全員にも判決の効力が及ぶことを肯定する。前者の場合のように判決の効力が権利帰属主体に及ばないとすれば、権利帰属主体は後に新たに訴訟を提起し、同じ権利関係を争うことができるが(転借人が提起した訴訟の結果にかかわらず、賃借人も自ら自己の賃借権の確認を求めることができる)後者の場合のように、判決の効力が権利帰属主体にも及ぶならば、権利帰属主体は後に同一の権利の存否を争うことができなくなる。

このように、理論上も実務上も、一定の場合には他人の権利を訴訟上行使することが認められているが、いかなる場合に他人の権利を目的とする訴訟の当事者適格が認められるかについては、一貫した基準が確立されていない。また、当事者適格が認められるとしても、その訴訟の判決の効力が本来の権利帰属主体に及ぶか否かについて、個別の場面を想定した先行研究は存する(特に、権利能力なき社団の当事者適格に関する研究として、山本弘「権利能力なき社団の当事者能力と当事者適格」新堂幸司古稀『民事訴訟法理論の新たな構築 上』851頁以下(有斐閣、2001)、名津井吉裕「法人でない社団の受けた判決の効力」松本博之古稀『民事手続法制の展開と手続原則』591頁以下(弘文堂、2016)などがある)。しかし、他人の権利を訴訟上行使する場合“一般”の、当事者適格及び判決の効力の関係に関する研究は乏しい。

実務的な観点からは、第三者の権利関係について誰が当事者として訴訟を提起することができるかという問題は、訴訟提起という訴訟の最初の段階でも重要な問題である。加えて、訴訟が終了した後、本来の権利帰属主体も当該訴訟の結果に拘束されるかという問題は、訴訟を一度で終了し、紛争を一時的に解決することで早急に原告の権利保護の目的を図ることができるか、という点にかかわるものである。そのため、「第三者の権利関係を目的とする訴訟の当事者適格」と「その訴訟の判決の効力が権利帰属主体に及ぶか」という問題は、互いに裏腹の関係にあり、したがって、別個の問題としてではなく一連一体の問題として分析される必要がある。

2. 研究の目的

本研究は、いかなる場合に他人に帰属する権利を訴訟上行使することができるかという第三者の権利関係を目的とする訴訟の当事者適格と、いかなる場合にその他人(本来の権利帰属主体)に判決の効力が及ぶかという判決の効力の主観的範囲の関係性の全体構造を明らかにすることを目的とするものである。既に述べたように、他人に帰属する権利を訴訟上行使する場合についての、当事者適格の問題又は判決の効力の問題という、個別の問題に力点を置いた先行研究は存する。しかし、誰を当事者とすれば判決の効力を権利帰属主体に及ぼすことができ、紛争を一時的に解決することができるかという、両者の一般的な関係性の解明は、なお残された問題である。

3. 研究の方法

研究代表者は本研究の開始以前、上記最高裁判決を元に、権利能力なき社団の構成員に総有的に帰属する不動産に関する給付訴訟において、当該社団に当事者適格を認めるにあたっての訴訟法上の法律構成について研究を行った。その際、社団に訴訟追行権が存するか否かという訴訟追行権の観点と、構成員への判決効拡張が肯定できるか否かという判決効拡張の観点から検討を行い、社団固有の当事者適格及び構成員への判決効拡張が認められると結論づけた。前者の訴訟追行権については、問題となっている不動産は構成員らに帰属するにもかかわらず、その不動産を社団が独立して使用することができることを根拠に肯定できるとの解釈を提示した。そして、社団の受けた判決の効力が構成員に及ぶとする根拠については、組織(団体)に関する意思形成の有り様に着目し、かつ判決効の対世的効果にも二種類あることを分析した上で、不動産に関する給付訴訟においては、団体と構成員の組織法的関係を根拠に構成員への判決効拡張が肯定されることを論じた。

この研究を通して、他人に帰属する権利関係を訴訟上行使する場合については、訴訟当事者となる者の「訴訟追行権」と権利帰属主体への「判決効拡張」の視点から、当事者適格の判断基準を考察する必要があると判断した。特に、上記最高裁判決が権利能力なき社団に第三者の訴訟

担当として当事者適格を肯定したものと解する見解が、我が国でも多く見られることに疑問を感じ、本研究ではまず、第三者の訴訟担当について、我が国の民訴法の母法であるドイツ民訴法との比較により、我が国における訴訟担当概念の再構成を行うこととした。

次に、「訴訟追行権」と「判決効拡張」の関係性を明らかにするため、我が国の当事者適格概念が如何なる過程で生成されたかを、ドイツ民訴法の議論及び我が国の当事者適格に関する議論の変遷を追うことで、明らかにすることとした。ドイツでは、日本法で用いられる「当事者適格」に直結する概念はなく、「訴訟追行権 (Prozessführungsbefugnis)」という概念が用いられており、この訴訟追行権は、「事件適格・実体適格 (Sachlegitimation)」すなわち「権利帰属主体であること」とは明確に区別されている (例えば、Schack, Prozessführung über fremde Rechte, FS Gerhardt, 2004, S. 859ff.; Stamm, Schuldnerschutz und Rechtskraftstreckung bei Unkenntnis der Abtretung, NJW 2016, 2369ff.)。日本法における「当事者適格」という言葉は、ドイツ法の「訴訟追行権」と「事件適格」を混同しており (この点については、松本博之『民事訴訟法の立法史と解釈学』263頁以下 (信山社、2015))、そのために、権利帰属主体 (事件適格者) と訴訟追行権者との乖離が生じる場合一般についての研究に力点が置かれていないと考えられる。さらにドイツでは、日本よりも緩やかに判決の効力の第三者への拡張が認められており (判例として、RGZ, 73, 306-309)、権利帰属主体と訴訟追行権者が異なる場合であっても、条文上の根拠無しに、判決の効力の拡張が肯定されている。ドイツ民訴法を母法とするはずの我が国の民訴法の当事者適格概念が、なぜドイツ民訴法の実体適格・訴訟追行権概念との間にこのような乖離を生じたのかを探ることで、我が国の当事者適格の中身を明らかにすることとした。

最後に、以上の研究を踏まえ、他人に帰属する権利関係を訴訟上行使する場合における当事者適格について、「訴訟追行権」と「判決効拡張」という2つの観点からの判断基準を提示すべく、これまで示した解釈の一般化に取り掛かった。その第一段階として、権利能力なき団体の不動産に関する訴訟における当事者適格に関する研究で示した、団体の「訴訟追行権」を肯定する根拠と、構成員への「判決効拡張」の根拠が、不動産に関する訴訟を超えて他の訴訟 (特に、給付訴訟一般) でも妥当するかどうかを明らかにすることとした。

4. 研究成果

訴訟担当概念については、「訴訟担当概念の比較法的考察と民事訴訟法 115 条 1 項 2 号の適用対象に関する一試論」早法 93 巻 1 号 (2017) において検討結果を公表した。我が国の訴訟担当の定義が、「権利義務の帰属主体に代わり、又はこれと並んで」とする通説的な見解と、単に「権利義務の帰属主体に代わる」場合にしか訴訟担当と認めない見解とに分かれていることに着目した上で、後者の見解では、今次の債権法改正における債権者代位訴訟を訴訟担当と解することができなくなることを指摘し、前者の通説的見解がどのような過程で形成されたのかを、訴訟担当における判決効拡張の規定であるとされる旧民訴法 201 条 2 項 (現行 115 条 1 項 2 号) が新設された大正 15 年民訴法改正前後の文献や立法資料を元に明らかにした。

さらに、ドイツ民訴法は、法定訴訟担当のうち、「権利義務の帰属主体と並んで」訴訟追行権が認められる場合 (並存的訴訟担当) には権利帰属主体に判決効拡張を認めないのに対し、我が国では、ドイツ法にはない我が国オリジナルの規定である同項の立法以降、訴訟担当全般で当然に判決効が権利帰属主体に及び、と解されており、この点で顕著な違いを見せていることを指摘し、ドイツ法における解釈論の変遷の分析を行った。

以上の分析を踏まえ、我が国の解釈の原因が、選定当事者制度を念頭に規定された同号を前提に訴訟担当が定義づけられたことから、訴訟担当には既判力拡張が必然的に伴うことになったこと、ドイツ法にいう (権利帰属主体への既判力拡張を伴わない) 並存的訴訟担当が登場する契機が無かったこともあり、訴訟担当は常に既判力拡張を伴うもの、したがって同項が訴訟担当の規定であると理解されるに至ったと結論づけた。他方で、株主代表訴訟や債権法改正後の債権者代位訴訟など、権利帰属主体と訴訟担当者が「並んで」訴訟追行権を有する日本流の「並存的訴訟担当」を認めなければ、法定訴訟担当としての説明がつかない場合も存しており、日本型の「並存的訴訟担当」概念、すなわち、権利帰属主体と「並んで」訴訟追行権を有する訴訟担当概念は、株主代表訴訟や債権法改正後の債権者代位訴訟を説明することができる点で独自の意義を有すると論じた。

次に、我が国の当事者適格概念の生成過程については、「わが国における当事者適格概念の生成過程 - 判決効との関係を中心に - 」早法 94 巻 2 号 (2019) を公表した。上述のように、我が国では当事者適格と訴訟追行権とを同義に用いているが、母法であるドイツ民訴法では、訴訟上の訴訟追行権限を意味する「訴訟追行権 (Prozessführungsbefugnis)」と、実体法上の権利帰属主体性を意味する「実体適格 (Sachlegitimation)」の二つの概念を用い「当事者適格」なる概念を使用しない。なぜ我が国では、訴訟追行権と実体適格ではなく、「当事者適格」という表現が常用されるに至ったのかは明らかでないことについては、従前から指摘がなされていた。そこで本稿では、我が国における「当事者適格」概念について、その生成過程を、明治大正期の文献を日独共に参照しながら明らかにした。我が国の「当事者適格」概念は、大正 15 年民訴法改正前後に、上述のようなドイツ法の理解から離れた。その原因として、まず、このような我が国独自の「当事者適格」概念の定着に最も大きな影響を与えた兼子一教授の見解が登場した点が挙げられる。兼子教授は、訴権論についての本案判決請求権説を背景に、「本案判決を受けうる適格」として「当事者適格」との表現を用い、これを訴訟要件と考えると共に、当時しばしば当事

者適格と混同されてきた「実体適格」は本案の問題として使用しなくなった。加えて、旧民法201条2項（現行115条1項2号）の新設により、他人のために訴訟追行をした者が受けた判決の効力は、常に権利義務の帰属主体に及ぶとされたことで、我が国の当事者適格概念ではドイツ法のような「実体適格」概念を使用する実益が失われたこともあり、その結果、「当事者適格」概念のみが用いられるようになったといえる。

そして、本研究の開始以前に行った、権利能力なき社団の登記請求訴訟における原告適格に関する研究で提示した、社団に原告適格を認めるための法律構成と、社団を名宛人とする判決が構成員全員に及ぶとする法律構成を、登記請求訴訟以外の給付訴訟にも妥当することを示したのが、「給付訴訟における権利能力なき社団の原告適格と判決効の主観的範囲」加藤哲夫先生古稀『民事手続法の発展』（成文堂、2020）である。本稿では、給付訴訟における権利能力なき社団の原告適格を肯定した最判平23・2・15判タ1345号129頁を元に、金銭債権等の給付訴訟においても、社団が原告として訴求しているのは、あくまで構成員に総有的に帰属する権利であることが前提とされているが、当該財産に関しては社団に財産的独立性が認められ、その結果社団に固有の訴訟追行権が認められ、また、上記最高裁判決では示されていないが、当該訴訟において社団に対しなされた判決の効力は、背後にいる構成員にも及ぶとの解釈を示した。

以上の研究の取りまとめとして、「訴訟追行権」と「判決効拡張」という2つの観点から、他人に帰属する権利関係を訴訟上行使する訴訟一般の当事者適格の判断基準を、博士論文として公表予定である。本研究の研究期間内に公表することができなかつたため、引き続き研究を行う。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 中本香織	4. 巻 94-2
2. 論文標題 わが国における当事者適格概念の生成過程 — 判決効との関係を中心に —	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 47-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中本香織	4. 巻 93-1
2. 論文標題 訴訟担当概念の比較法的考察と民事訴訟法115条1項2号の適用対象に関する一試論	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 早稲田法学	6. 最初と最後の頁 117-161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中本香織	4. 巻 -
2. 論文標題 給付訴訟における権利能力なき社団の原告適格と判決効の主観的範囲	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 加藤哲夫先生古稀祝賀論文集『民事手続法の発展』	6. 最初と最後の頁 133-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----